

外国人技能実習生受入事業規約

2021年1月29日

規約第 11号

(目的)

第1条 この規約は、「外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（以下「技能実習法」という。）、「出入国管理及び難民認定法」、関係省令並びに「技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する基本方針」の定めるところにより、君津商工会議所（以下「商工会議所」という。）が監理団体となって定款第7条17号の規定に基づく外国人技能実習生受入事業の実施に必要な諸手続、方法その他の事項について定め、もって外国人技能実習生受入事業の適正な運営を図ることを目的とする。

(委員会の所管)

第2条 外国人技能実習生受入事業の円滑な運営を図るため、商工会議所に特別委員会（以下「特別委員会」という。）を設置する。

2 特別委員会の組織及び運営に関する事項は別に定める。

(実習実施者の監理)

第3条 監理団体である商工会議所は、技能実習法及び関係法令等に定めるところにより、外国人技能実習生を受け入れる会員事業所である実習実施者を監理する。

(送出し機関の選定)

第4条 商工会議所は、外国人技能実習生受入事業に係る送出し機関の選定について、特別委員会で協議し、常議員会で定める。

ただし、緊急を要する場合には、特別委員会で決議し、常議員会において事後承認を得るものとする。

(実習実施者の選定等)

第5条 この事業において、商工会議所は、その会員事業所が法及び関係法令等に規定する実習実施者としての条件を満たしたときは、当該事業所に対する技能実習生を受け入れる。

- 2 既に技能実習生を受け入れている会員事業所が前項に規定する実習実施者としての条件を満たさなくなったときは、商工会議所は速やかに技能実習生の意向を確認し、技能実習生が技能実習の継続を希望している場合は、その旨を外国人技能実習機構に申し出るとともに、関係機関等の協力、指導等を受けて、新たな実習実施者を探さなければならない。

(技能実習生受入れの申込み)

第6条 会員事業所は、技能実習生の受入れを希望するときは、商工会議所所定の外国人技能実習生受入申込書に必要な書類を添えて、商工会議所に申し込まなければならない。

- 2 会員事業所は、外国人技能実習生受入申込書等に虚偽の記載をしてはならない。
- 3 前項の外国人技能実習生受入申込書の様式及び必要な添付書類は、別に定める。

(経費の負担)

第7条 外国人技能実習生受入事業の実施に必要な経費に充てるため、商工会議所は実習実施者に対して、監理費（送出し管理費・監理団体管理費等）、入出国事務費（入出国準備費・保険措置費用等）、技能実習生入国及び帰国費用、申請手続費用、講習費用、講習手当、その他技能実習生及び実習実施者の監理に必要な費用等を徴収することができる。

(監理費)

第8条 監理費の額については、外国人技能実習生一人につき月額32,000円（税別）とする。

- 2 実習実施者は、受け入れる外国人技能実習生の人数に応じた監理費をまとめて、商

工会議所指定の金融機関口座に当月分を前月末日までに支払うものとする。

3 監理費は、経済情勢の著しい変動又は受託業務の内容の増減その他これを変更すべき正当な理由がある場合には、特別委員会においてこれを変更することができる。

ただし、その場合には、常議員会に報告するものとする。

(営利を目的とするあっせんの禁止)

第9条 商工会議所は、営利を目的として技能実習生のあっせんを行ってはならない。

また、営利を目的とするあっせん機関を介在させてはならない。

(監理責任者等)

第10条 商工会議所は、外国人技能実習生受入事業の適正な実施のため、下記の責任者等を選任し、管理体制を整える。

(1) 責任役員

(2) 監理責任者

(3) 外部監査人

2 責任役員は、商工会議所の役員から選任し、実習実施者への監査等に関わり、技能実習の状況について把握する。

3 監理責任者は、商工会議所の職員から選任し、実習実施者への監査を行い、商工会議所及び外国人技能実習機構へ報告する。

4 外部監査人は、非会員から選任するものとする。

(実習実施者の体制)

第11条 実習実施者は、技能実習の適正な実施および技能実習生の保護のため、技能実習を行わせる事業所ごとに常勤の役職員の中から、法および関係法令等に基づき下記の者を選任しなければならない。

(1) 技能実習責任者

(2) 技能実習指導員

(3) 生活指導員

- 2 技能実習責任者は、技能実習を統括し、技能実習の進捗状況を監理するとともに、その状況を定期的に商工会議所へ報告する。
- 3 技能実習指導員は、技能実習生の技能の習得に係る指導を行う。
- 4 生活指導員は、実習中の生活面における指導を行い、その生活指導の内容について、商工会議所へ報告する。

(技能実習計画)

第 12 条 商工会議所は、技能実習を計画的・段階的に修得させるため、実習実施者と十分に意思疎通を図って、技能実習計画を策定する。

- 2 実習実施者は、技能実習計画に従い実習を実施するものとする。

(技能実習生の管理)

第 13 条 実習実施者は、技能実習を行うため、労働安全衛生法に規定する安全衛生に必要な措置を講じた技能実習施設を確保しなければならない。

- 2 実習実施者は、健康で文化的な生活に必要な附帯設備を備えた宿泊施設を、技能実習生に貸与しなければならない。
- 3 商工会議所は、講習期間中において、技能実習生に対し、講習手当等を支給する。
- 4 実習実施者は、毎月一定の期日に、技能実習生に対し、労働契約に基づく賃金を支給しなければならない。

(資格外・不法就労の禁止)

第 14 条 実習実施者は、いかなる場合であっても、技能実習生に技能実習計画に定められた以外の就労行為をさせてはならない。

- 2 実習実施者は、不法就労者を雇用し、雇用をあっせんし、又は不法就労を容易にするなどの外国人の就労に係る不正な行為を行ってはならない。

(技能検定試験)

第 15 条 実習実施者は、出入国管理法及び難民認定法別表第一の二の表、技能実習 2 号ロへの移行を希望する技能実習生に対し、商工会議所の指定する機関における「修

得技能等の評価システム」の技能検定試験等を受検させなければならない。

(技能実習生の一時帰国)

第 16 条 実習実施者は、技能実習生から一時帰国の申し出を受けたときは、直ちに商工会議所に報告し、商工会議所の指示に従い対応しなければならない。

(技能実習が継続できなくなった場合の取扱い)

第 17 条 実習実施者は、技能実習生が病気、犯罪、失踪等の理由により技能実習を継続できなくなった場合は、直ちに商工会議所に対してその事実を連絡するとともに、商工会議所の指示を受けて適切な対応を行わなければならない。また、商工会議所は速やかに外国人技能実習機構に対し所定の報告書を提出しなければならない。

(実習実施者に対する監査・調査等)

第 18 条 商工会議所は、実習実施者に対し、法令等に定められた頻度、技能実習の監査を実施し、その結果を外国人技能実習機構へ報告する。また、技能実習 1 号口に属する技能実習生については、1 か月に 1 回以上、訪問し技能実習実施状況の確認及び指導を行う。

2 商工会議所は、技能実習の実施状況を調査するために必要があると認めるときは、実習実施者から必要事項について口頭又は文書で報告を聴取し、外国人技能実習生受入事業に関する施設を立ち入り調査し、技能実習生を含む関係者に質問し、及び外国人技能実習生受入事業に係る帳簿書類その他の物件を調査することができる。

3 商工会議所は、前項の調査等により実習実施者の行う技能実習が法令等に違反し、又は技能実習計画と異なることが明らかになったときには、実習実施者に対し、当該法令等及び技能実習計画に従って技能実習を実施するよう改善を命ずる。

4 実習実施者は、正当な理由がなく、商工会議所が第 1 項の規定に基づいて行う監査及び第 2 項の規定に基づいて行う調査等を拒み、妨げ、又は忌避してはならない。

5 商工会議所は、実習実施者が第 3 項の命令に従わないとき、又は前項にあたる事実があるとき、当該実習実施者の技能実習を終了させ、当該実習実施者の下で技能実習を行う技能実習生につき、新たな実習実施者を探すものとする。また、そのため

に要した費用は当該実習実施者が負担する。

(外国人技能実習機構への報告)

第 19 条 商工会議所は、第 14 条の報告を受けたとき、前条 1 項の規定により監査を行ったとき、前条 3 項の規定により改善を命じたとき、前条 5 項に規定する事態となったとき、その他必要があると認めるときは、速やかに外国人技能実習機構に報告しなければならない。

(関係法令の遵守)

第 20 条 商工会議所及び実習実施者は、外国人技能実習法、出入国管理及び難民認定法、労働基準法、労働安全衛生法、職業安定法等関係法令並びに本規約及び商工会議所定款その他規約等を遵守するとともに、監理団体及び実習実施者として責任をもって技能実習の適正な実施に努めなければならない。

(規約の改廃)

第 21 条 この規約は、常議員会の議決を経なければ変更又は廃止することができない。

附 則

この規約は、2021年1月29日から施行する。

附 則

(実施の時期)

1 第 1 条(目的)の改正規約は、2022年3月5日から実施する。

附 則

第 4 条 (送出し機関の選定) 及び第 8 条 (監理費) の改正規約は、2022年9月3日から施行する。